○静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則 平成15年4月1日

規則第235号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例 (平成15年静岡市条例第248号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定め るものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)及び条例の例による。

(標識の様式)

第3条 条例第7条に規定する中高層建築物の建築計画の概要を表示した標識(以下「標識」という。)は、様式第1号によるものとする。

(標識の設置場所)

第4条 標識は、中高層建築物の建築に係る敷地内で道路に接する部分(敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分。ただし、当該建築計画が周辺道路の状況その他の理由により近隣関係住民に十分周知されていると市長が特に認める場合を除く。)の見やすい場所に設置しなければならない。

(標識の設置期間等)

- 第5条 標識は、法第89条第1項に規定する表示をする日まで設置しなければならない。
- 2 標識は、容易に破損又は倒壊しないように設置するとともに、標識の記載事項が前項に 規定する期間中不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

(建築計画の説明)

- 第6条 条例第8条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 中高層建築物の敷地の形態及び規模
 - (2) 中高層建築物の構造、規模及び用途
 - (3) 中高層建築物の敷地内における位置及び周辺の建築物の位置
 - (4) 中高層建築物の工事期間、工法及び周辺への安全対策の概要
 - (5) 中高層建築物による日影の影響(法別表第4(い)欄各項に掲げる地域又は区域内

の場合に限る。)

- (6) 中高層建築物によるテレビジョン放送の電波の受信障害の対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民の居住環境に著しく影響を及ぼす事項及 びその対策
- 2 建築主等は、条例第8条第1項又は第2項の規定による説明を行うに当たっては、隣接 住民又は申出人に対して次に掲げる図書を示さなければならない。
 - (1) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第1条の 3第1項の表(い)項に規定する配置図及び各階平面図並びに同表(ろ)項に規定する 2面以上の立面図。ただし、各階平面図にあっては、前項各号に掲げる事項の説明に支 障がないときは、明示すべき事項のうち間取りを省略することができる。
 - (2) 省令第1条の3第1項の<u>表(る)項</u>に規定する日影図及び近隣現況図(隣接住民の 範囲及び位置を明記したもの)

(平17規則100·一部改正)

(標識設置の届出等の手続)

- 第7条 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、標識設置届出書(様式第2号)1通に前条第2項各号の図書及び次に掲げる図書各1通を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 隣接住民一覧表(様式第3号)
 - (2) 説明実施報告書(様式第4号)
 - (3) 標識の設置の状況及び記載内容がわかる写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
- 2 建築主は、条例第9条第3項に規定する報告を行おうとするときは、周辺住民・近隣関係住民説明実施報告書(様式第5号)に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 説明実施報告書(様式第4号)
 - (2) 条例第8条第2項の規定による説明の場合にあっては、前条第2項各号の図書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書 (認定又は許可の申請)
- 第8条 条例第9条第2項第2号に規定する規則で定める認定又は許可の申請は、次に掲げるものとする。
 - (1) 法第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3

- 第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の<u>4</u>第1項若しくは第2項、第68条の5の<u>5</u>、第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項若しくは第3項又は政令第131条の2第2項若しくは第3項に規定する認定の申請
- (2) 法第43条<u>第1項ただし書</u>、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第48条第1項から<u>第12項</u>までの各項ただし書(第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第51条ただし書(第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第53条<u>第5項</u>第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項、第56条の2第1項 ただし書、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、同条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、<u>第67条の2</u>第3項第2号、同条第5項第2号、同条第9項第2号、第68条第1項第2号、同条第2項第2号、同条第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の<u>2</u>第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請
- (3) 政令第131条の2第2項又は第3項に規定する認定の申請 (平17規則100・一部改正)

(建築計画等の変更の手続)

- 第9条 建築主は、中高層建築物の建築計画の内容又は建築主、設計者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所を変更したときは、速やかに標識の該当する記載事項を訂正するとともに、建築計画等変更届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該建築主は、第7条の規定により市長に提出した添付図書のうち当該変更に係る図書を添付しなければならない。
- 2 建築主は、前項に規定する変更をしたときは、条例第8条の規定による説明を行った近 隣関係住民に対して、速やかに当該変更事項について説明しなければならない。ただし、 市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(建築計画の中止)

- 第10条 建築主は、条例第9条第1項の規定による届出をした後、当該中高層建築物の建築計画をとりやめようとするときは、建築計画中止届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
 - (紛争の調整の申出の手続)
- 第11条 条例第10条第1項又は第2項に規定する紛争の調整の申出は、紛争調整申出書(様

式第8号)により行わなければならない。

2 前項の規定により紛争の調整を申し出るものが団体である場合にあっては、紛争当事者 名簿(様式第9号)を同項の紛争調整申出書に添付しなければならない。この場合におい て、6人以上の紛争当事者があるときは、あらかじめ第23条第2項の規定により代表者 を選定し、その旨を紛争当事者名簿に記載するものとする。

(あっせんの開始の通知)

第12条 市長は、条例第10条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行おうとするときは、あっせんの日時、場所等を定めた上で、あっせん開始通知書(様式第10号)により 紛争当事者に通知するものとする。

(あっせんの打切りの通知)

第13条 市長は、条例第11条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、あっせん打切り 通知書 (様式第11号) により紛争当事者に通知するものとする。

(調停委員会の会長)

- 第14条 条例第12条第1項に規定する静岡市建築紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。
- 3 会長は、調停委員会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(調停委員会の会議)

- 第15条 調停委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 調停委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (調停の申出の手続)
- 第16条 条例第13条第1項又は第2項に規定する調停の申出は、調停申出書(様式第12号) により行わなければならない。
- 2 前項の規定により調停を申し出る者が団体である場合にあっては、紛争当事者名簿(様式第9号)を同項の調停申出書に添付しなければならない。この場合において、6人以上の紛争当事者があるときは、あらかじめ第23条第2項の規定により代表者を選定し、その旨を紛争当事者名簿に記載するものとする。

(調停の開始の通知)

第17条 市長は、条例第13条第1項の規定により調停に付するときは、調停の日時、場所

等を定めた上で、調停開始通知書(様式第13号)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停開始の受諾の勧告等)

- 第18条 条例第13条第2項の規定による勧告は、調停開始受諾勧告書(様式第14号)により行うものとする。
- 2 条例第13条第2項の規定による勧告を受けた紛争当事者は、調停開始受諾勧告回答書 (様式第15号) により市長に回答しなければならない。

(工事着手の延期等の要請の手続)

第19条 市長は、条例第14条の規定により工事着手の延期等の要請を行おうとするときは、 工事着手延期等要請書(様式第16号)を建築主に送付するものとする。

(調停案の受諾の勧告の手続)

- 第20条 条例第15条の規定による勧告は、調停案受諾勧告書(様式第17号)により行うものとする。
- 2 条例第15条の規定による勧告を受けた紛争当事者は、調停案受諾勧告回答書(様式第 18号)により調停委員会に回答しなければならない。

(調停の打切りの通知)

第21条 調停委員会又は市長は、条例第16条第1項の規定により調停を打ち切ったとき、 又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、調停打切り通 知書(様式第19号)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停終了の報告)

第22条 調停委員会は、調停終了後、速やかに調停結果報告書(様式第20号)により市長に報告しなければならない。

(あっせん又は調停の出席者等)

- 第23条 あっせん又は調停に出席することができる者は、紛争当事者とする。この場合に おいて、紛争当事者が次に掲げる者を代理人として選任し、その旨を書面により市長に届 け出たときは、当該代理人があっせん又は調停に出席することを妨げない。
 - (1) 弁護士
 - (2) その他市長が認めた者
- 2 市長は、多数の紛争当事者がある場合において、あっせん又は調停の手続のため必要が あると認めるときは、出席することができる人数を5人以内と定め、紛争当事者のうちか らあっせん又は調停の手続における当事者となる代表者を選定させるものとする。

(調停委員会の庶務)

第24条 調停委員会の庶務は、都市局建築部建築指導課において処理する。

(平16規則30・平17規則53・平26規則18・一部改正)

(調停委員会に関する委任)

第25条 第14条、第15条及び前条に規定するもののほか、調停委員会の運営について必要な事項は、会長が調停委員会に諮って定める。

(措置命令の手続)

第26条 条例第18条の規定による措置命令は、措置命令書(様式第21号)により行うものとする。

(公表の方法等)

- 第27条 条例第19条第1項又は第2項の規定による公表は、公告、広報等の方法により行うものとする。
- 2 市長は、条例第19条第3項本文の規定により意見を述べる機会を与えようとするときは、弁明の機会の付与通知書(様式第22号)により通知するものとする。

(雑則)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予 防及び調整に関する条例施行規則(平成10年静岡市規則第43号)の規定によりなされた 手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年3月31日規則第30号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第53号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第80号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月31日規則第100号)

- この規則は、平成17年6月1日から施行する。 附 則(平成26年3月13日規則第18号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年8月31日規則第66号)
- この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

	中高層建築物の建築に係る計画のお知らせ														
建	築!	物の	名	称											
建		築		主	住	所									
建		采		土.	氏	名						電話			
設		計		者	住	所									
収		рΙ		1	氏	名						電話			
工	事	施	工.	者	住	所									
<u> </u>	#	ル也	Т-	11	氏	名						電話			
敷	地	\mathcal{O}	位	置	静	一岡市	市								
	用			途					工事	種	重 別				
建	敷	地	面	積				\mathbf{m}^2	構		造		造一部		造
築	建	築	面	積		() m^2	階		数	地上	階•	地下	階
物	延	ベ	面	積		() m^2	基礎	I	法				
	高			さ				m	※住 戸		の数				戸
0	※自	三戸(の形	式											
概	※自	戸の	所有开	形態	賃	貸	•	分譲	※管 理	₽ J	人室		有 •	無	
要	% É	動車	駐耳	恒場·	台数	敷地	内		台			敷地	外		台
	※ É	転車	等駐	車場	台数				台	>	※ごみ	集積場	有	•	無
着	工子	定	年 月	日	4	丰	月	日	完成子	定	年月日		年	月	日
標	識設	世置	年 月	日				年	月日	1					

配置図

- ・ この標識は、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例 第7条の規定により設置したものです。
- ・ 上記建築計画についての説明の申出は、下記へお願いします。 (連 絡 先)

電話

- 1 住所は、法人にあってはその事務所の所在地を記入してください。
- 2 氏名は、法人にあってはその名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 標識の材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとしてください。
- 4 標識の大きさは、縦120cm以上、横90cm以上としてください。
- 5 同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、建築面積及び延べ面積欄の()内には 当該敷地内のすべての建築物に係る面積を、()外には条例に係る申請建築物に係る 面積をそれぞれ記入してください。
- 6 ※欄は、共同住宅型集合建築物の場合に記入してください。

様式第2号(第7条関係)

標 識 設 置 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地) 建築主 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名 電 話

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第9条第1項の規定により、標識の設置等について次のとおり届け出ます。

	より、	IN1Z HH	л н - E	⊒ <u> </u>		•	レく・・・	_ 40 /	ΉΩЩα	~ / ()				
建	築物	J O	つ 名	称											
標	識 設	置	年 月	日				年	月		日				
設		計		者	住	序	Í								
収		μΙ		1	氏	名	1				بر آ	電話			
工	事	施	工	者	住	序	ŕ								
上	*	ル		11	氏	名]				بر آ	電話			
敷地	地名	1 '	• 地	番		静區	司市								
地の点	用:	途	地	域						そ	の他の	の地域	等		
の位置	防	火	地	域	防	火・	準防力	火・指:	定なし	許	可等申	請の有	無有	()・無
	用			途						工	事	種	別		
建	高			さ					n	1			·		
	階			数	地.	Ŀ			β	皆	地下				階
築	構			造					ì	告	一部				造
物	基	礎	工	法											
0	※住	戸	床面	積	最	高			m ²	是低			\mathbf{m}^2		
概	-		の形									里人室	有	•	無
要	※住戸	ゴの	所有形	態		賃	貸		譲		※住月	三の数			戸
			駐車場		-	旉	文地 内		台			敷地	外		
	※自転	云車	等駐車	場台	数			台	※ごみ	集和	責場		有・	無	
			条例に	係る	部分	}	条例	に係ら	ない部分	分	合	計	受	付	欄
	地面積			_	_							m^2	<u> </u>		
	築面積					m ²				\mathbf{m}^2		m^2	1		
延、	べ面積	į			İ	m^2				m^2		m^2			

- 1 ※欄は、共同住宅型集合建築物の場合に記入してください。
- 2 太線内は、記入しないでください。

隣接住民一覧表

No.	関係地名・地					建築物所有	

- 1 「土地所有」、「土地占有」、「建築物所有」及び「建築物占有」の欄には、該当する 項目に「○」を付けてください。
- 2 欄が不足するときは、適宜補って使用してください。

説 明 実 施 報 告 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 [法人にあっては、その 主たる事務所の所在地] 建築主 氏 名 [法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名] 電 話

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第8条の規定により建築計画の説明を実施したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり報告します。

	説	明 日	時		年	月		日	4	- 前後	B	寺	分か	6	時	分	まで
	説	明場	所														
第	説	明	者														
				説り	明会の	場合						人					
回	対	象	者	個別	川説明の)場合	·	氏名	-		3	建物	用途		隆	皆数	
				No.			1	主所									
	配	布資	料														
		_	_		説	,明	内	容		要	望	事	項	F	答	内	容
	也の																
	築物 用途			• 規													
	事期間			及び													
周記	<u>刀</u> へ	の多	で全対	対策													
日	影	の	影	響													
電源	支の受	受信	章害	対策													
そ		の		他													

- 1 説明会出席者の住所及び氏名については、別紙により作成してください。
- 2 条例第2条第2項第4号の隣接住民の範囲及び位置を明記した近隣現況図及び隣接住民一覧表を添付してください。
- 3 「要望事項」及び「回答内容」の欄は、該当がある場合に記入してください。

周辺住民·近隣関係住民説明実施報告書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地) 建築主 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名) 雷 話

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり報告します。

建	築	物の	名	称						
建组	築敷地	の地名	名・士	也番						
設		計		者	住所 氏名			電話		
工	事	施	工	者	住所 氏名			電話		
※ t	票識設	:置届3	受付者	番号		年	月	日受付	第	号
※ 備									※ 受付	
考									欄	

(注)※印のある欄は、記入しないでください。

建築計画等変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地) 建築主 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名)

電話

建築計画(建築主等の氏名等)を変更したので、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称								
建築敷地の地名・地番								
	変	更	前	変	更	後	増	減
敷 地 面 積			\mathbf{m}^2			\mathbf{m}^2		m^2
条例に係る建築面積			\mathbf{m}^2			\mathbf{m}^2		m^2
(冬何に係らかい建築而積)	(m ²		(m ²)	(m ²)
条例に係る延べ面積			\mathbf{m}^2			\mathbf{m}^2		m^2
(条例に係らかい延べ面積)	(m ²	2)	(m ²)	(m ²)
高さ			m			m		m
階数			階			階		階
用 途								
住 戸 数			Ĭ.			戸		戸
そ の 他								
変更理由								
						*		
						受		
						付		
						欄		
※標識設置届 年 月]	日受付第			号			

(注)※印のある欄は、記入しないでください。

建築計画中止届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地) 建築主 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名)

電 話

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

建	築	物	の	名	称												
建乳	築敷:	地の	地名	• ‡	也番												
						計	画	中	止	の	理	由					
20/1												II	toko			-	
※ ₹	票識詞	2世/	届 受	付番	号			牛		月	Ħ:	受付	第			号	
※ 備														※ 受 付			
考														欄			

(注)※印のある欄は、記入しないでください。

紛争調整申出書

平成 年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人又は団体にあっては、そ) の主たる事務所の所在地 申出者 氏 名 (法人又は団体にあっては、そ) の名称及び代表者の氏名 電 話

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条の規定により、次のとおり紛争の調整を申し出ます。

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
調整を求める相手方の 住所、氏名及び電話番号	電話
紛争調整を求める事項	
交渉経過の概要	
その他参考となる事項	

(注)団体にあっては、紛争当事者名簿(様式第9号)

様式第9号(第11条、第16条関係)

紛争当事者名簿

平成 年 月 日

(宛先)静岡市長

住所(主たる事務所の所在地) 申出者 氏名(団体名称及び筆頭代表者の氏名)

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則 第11条第 2 第16条第 2 項 の規定により、次のとおり紛争当事者の名簿を届け出ます。

紛争当事者

氏	名	住	所	隣接住民、周辺住民の別

代表者

氏 名	住	所	電 話 番 号
筆頭代表者			_
			_
			_
			_
			_

(注)欄が不足するときは、適宜補って使用してください。

静岡市長 氏 名 印

あっせん開始通知書

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条の規定によりあっせんを行いますので、次のとおり通知します。ついては、次により出席してください。

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
あっせんの相手方の 住 所 及 び 氏 名	
あっせんを行う日時	年 月 日 午前・午後 時
あっせんを行う場所	
備考	

静岡市長 氏 名 印

あっせん打切り通知書

年 月 日付け 第 号によりあっせんの開始を通知した件については、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第11条の規定によりあっせんを打ち切りましたので、次のとおり通知します。

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
あっせんの相手方の	
住所及び氏名	
あっせんの打切りの理由	

調停申出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申出者 住 所 (法人又は団体にあっては、 その主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体にあっては、 その名称及び代表者の氏名) 電 話

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第13条の規定により、次のとおり紛争の調停を申し出ます。

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
調停を求める相手方の 住所、氏名及び電話番号	電話
調停を求める事項	
交渉経過の概要	
その他参考となる事項	

(注)団体にあっては、紛争当事者名簿(様式第9号)を添付してください。

第号年月

様

静岡市長 氏 名 印

調停開始通知書

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第13条第1項の規定により調停を行いますので、次のとおり通知します。ついては、次により出席してください。

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
調停の相手方の住 所 ・ 氏 名	
調停を行う日時	年 月 日 午前・午後 時
調停を行う場所	
備考	

静岡市長 氏 名 印

調停開始受諾勧告書

次のとおり調停の申出がありましたので、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第13条第2項の規定により静岡市建築紛争調停委員会の調停に付することに合意するよう勧告します。ついては、調停開始受諾勧告回答書により年月日までに回答してください。

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
調停の申出人の住所・氏名	
調停の申出人が調停を求める事項	

調停開始受諾勧告回答書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人又は団体にあっては、 その主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体にあっては、 その名称及び代表者の氏名)

電 話

年 月 日付け 第 号による勧告については、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり回答します。

合意します。

静岡市建築紛争調停委員会の調停に付することに

合意しません。

理由(合意)	しない場合	に記入し	てくださ	₹ / /°)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 回答者が団体の場合は、団体構成員を記名した名簿を添付してください。

静岡市長 氏 名 印

工事着手延期等要請書

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条の規定により、次のとおり工事着手の延期又は工事の停止を要請します。

建築物の名称			
建築敷地の地名・地番			
標識設置届受付番号	年	月 日	
建築確認(計画通知)番号	年	月 日	
要請事項及び理由			
要 請 期 間			

静岡市建築紛争調停委員会 会長 氏 名 印

調停案受諾勧告書

年 月 日付け 第 号により調停の開始を通知した件については、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第15条の規定により、次の調停案の受諾を勧告します。

ついては、調停案受諾勧告回答書により、 年 月 日までに回答してください。

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
調停の相手方の住 所 ・ 氏 名	
調停案	

調停案受諾勧告回答書

年 月 日

静岡市建築紛争調停委員会会長 様

住 所 (法人又は団体にあっては、その主たる事務所の所在地 大 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名 電 話 () 一

年 月 日付け 第 号による勧告については、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第20条第2項の規定により、次のとおり回答します。

受諾します。

調停案を

受諾しません。

理由(受諾しない場合に記入してください。)		

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 回答者が団体の場合は、団体構成員を記名した名簿を添付してください。

静岡市建築紛争調停委員会 会長 氏 名 印 (静岡市長 氏 名)

調停打切り通知書

年 月 日付け 第 号により調停の開始を通知した件については、静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第16条の規定により調停を打ち切りましたので、次のとおり通知します。

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
調停の相手方の住所・氏名	
調停の打切りの理由	

調停結果報告書

年 月 日

(宛先)静岡市長 様

静岡市建築紛争調停委員会 会長 氏 名 [1]

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第13条の規定により調停に付された件について、その結果を報告します。

建築物の	名 称			
建築敷地の地名				
標識設置届受力	付番号	年	月 日	
建築主	住 所			
建築主	氏 名			
調 停 申 出 者	住 所			
前 伊 田 田 有	氏 名			
調停申出者	住 所			
調 停 甲 出 有	氏 名			
調停結果				

 第
 号

 年
 月

 日

様

静岡市長 氏 名 印

措 置 命 令 書

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第18条の規定により、 年 月 日までに次の措置を行うことを命じます。

なお、この命令に正当な理由なく応じないときは、同条例第19条の規定によりその旨 を公表することがあります。

措 置 命 令 事 項	根拠条文
□ 標識設置の届出	条例第9条第1項
□ 求めた報告書の提出	条例第9条第3項

建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	

(注)措置命令事項のうち該当する□内に、レ印を打ってあります。

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

第号年月日

様

静岡市長 氏 名 印

弁明の機会の付与通知書

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第19条第1項(第2項)の規定により、次の理由により公表を行います。これについて意見を述べ、証拠を提示する機会を与えますので、弁明する場合は、 年 月 日までに書面を提出してください。

書 面 の 提 出 先	
建築物の名称	
建築敷地の地名・地番	
公表の理由	
根 拠 条 文	
備考	